

# データ提出加算対応ソフト 使用許諾同意書

本同意書は、株式会社ダイナミクス（以下、甲）が提供する「データ提出加算対応ソフト」（以下、本ソフトウェア）の使用について、これを利用するお客様（以下、乙）との間における使用条件を定めるものです。

## 第一条（総則）

本ソフトウェアは、甲が開発・提供するソフトウェアであり、Dynamics と連動し、外来医療等調査事務局が提供する「外来様式1入力支援ソフト」へのデータ連携ファイルを出力します。乙は本同意書の内容に同意した上で利用するものとします。

## 第二条（使用許諾）

- 本ソフトウェアは、1 診療所につき 1 ライセンスとし、同一経営でも診療所が異なる場合は別ライセンスが必要です。
- 乙は、本ソフトウェアのライセンスを第三者に譲渡・貸与できず、本ソフトウェアについて第三者に再使用許諾することもできません。
- 本ソフトウェアの著作権は甲に帰属し、乙は自院内での使用または甲が本ソフトウェアについて使用許諾した乙以外のユーザーへの無償提供目的に限り改変・改良を行うことができます。  
但し、改変・改良を加えたものに関して、乙の著作権は放棄するものとし（外付けソフト等も同様）、改変・改良を加えたものの使用による乙又は第三者に生じた障害については、甲は一切責任を負いません。
- 乙が本ソフトウェアに関する作業を業者または第三者に委託する場合、院内での作業に限定し、「サポート業務委託に関する秘密保持覚書」を締結するものとします。

## 第三条（契約）

- 本ソフトウェアの契約は、所定の申込み手続き後、甲より送付する案内メールを起点とし、翌月 1 日より契約開始とします。
- 本ソフトウェアの契約期間は、1 ヶ月とし第四条に定める期間までに甲乙いずれからも解約の申し出がない限り、自動的に更新されるものとします。
- 本ソフトウェアの使用料は、Dynamics 使用料と合算し自動振替とします。なお、口座振替開始前（Dynamics 初年度契約期間）の乙に対しては、甲が請求書を発行し、乙は初年度契約期間に該当する使用料を予めお支払いいただく必要があります。なお、初年度契約期間の途中解約はできません。乙が甲に支払った使用料の返金はいりませんのでご注意ください。
- Dynamics の初年度契約期間は、Dynamics 正規版の発送月を基準とし、翌年同月末日までの 1 年とします。
- 公的施設・企業内施設で振込支払いを希望する場合、使用料の年額一括振込を認めます。この場合、年間契約として中途解約における返金はいりませんのでご注意ください。
- 本ソフトウェアは、甲が提供するレセコン一体型電子カルテ「Dynamics」のオプション製品であるため、本ソフトウェアのみの契約はできません。

## 第四条（解約）

- 乙が解約を希望する場合、本ソフトウェアの利用を終了する月の末日までに、甲へ申し出るものとします。
- 乙が「Dynamics」の契約を終了する場合、本ソフトウェアにおいても同タイミングでの解約とします。
- 契約終了時、乙は本ソフトウェアを削除するものとします。

## 第五条（反社会勢力の排除）

- (1) 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、現在及び将来にわたり、自らが次の各号の事項に該当しないことを確約するものとします。
- (i) 自ら又は自らの役員若しくは実質的に経営権を有する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと
  - (ii) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有しないこと
  - (iii) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと
  - (iv) 反社会的勢力を利用してしていると認められる関係を有しないこと
  - (v) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと
  - (vi) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
- (2) 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の行為を行わないことを確約するものとします。
- (i) 暴力的な要求行為
  - (ii) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (iii) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (iv) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (v) その他前各号に準ずる行為
- (3) 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が、反社会的勢力若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をした場合、相手方に対して何らの催告を要せずして、直ちに本契約等を解除することができるものとします。
- (4) 前項の規定により本契約等が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により相手方が被った損害を賠償するものとします。
- (5) 第3項の規定により本契約等が解除された場合、解除された者は、解除により損害が生じた場合でも、相手方に対し一切の損害賠償請求を行わないものとします。

## 第六条（秘密保持）

乙は、甲から秘密である旨明示の上で開示された情報及び本ソフトウェアの内容を秘密情報として保護する義務を負い、甲の書面による了承なく秘密情報を第三者に開示してはいけません。ただし、甲から知得した時点で既に公知であった情報、既に乙が保有していた情報及び正当な権限を有する第三者から守秘義務を伴わずに知得した情報はこの限りではありません。

## 第七条（契約上の地位の譲渡等）

乙は、契約上の地位並びに契約に基づき生じた権利義務について、甲の書面による承諾なく第三者への譲渡及び担保に供することはできないものとします。

## 第八条（紛争等の解決）

甲と乙は契約に定めのない事項、または、解釈上の疑義が生じた事項については、双方誠意をもった協議により解決に努めるものとします。万一、前項によっても紛争が解決できず、裁判、調停が必要となった場合には、本ソフトウェアの使用に関する契約に関して生じた一切の紛争（裁判所における調停手続を含む）につき東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

## 第九条（免責と保証範囲）

- (1) 第五条第4項の定め、または甲に故意若しくは重過失がある場合を除き、甲は、本ソフトウェア及び本ソフトウェアの使用に関する契約に関係して発生した、直接的若しくは間接的ないかなる損害についても賠償責任を負わないものとします。  
尚、甲が乙に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その賠償額は、損害発生月から遡って過去1年間に乙が甲に支払った使用料の合計額を上限とします。
- (2) 甲は、乙の所有権に属するデータの損失、損害、及び甲より提供した情報、甲が提供した他メーカー及び個人が著作権を持つプログラムの使用による損失、損害、その他甲より提供したサービスの利用によって発生したいかなる損失、損害に対しても責任を負わないものとします。
- (3) 甲は、乙と第三者との間で発生した法的、社会的紛争について、一切の責任を負わないものとします。
- (4) 甲は、直接的、間接的であるかを問わず天変地異、国内外の紛争、暴動、不慮の事故、公共交通機関等の社会インフラの問題により発生した一切の責任を負わないものとします。